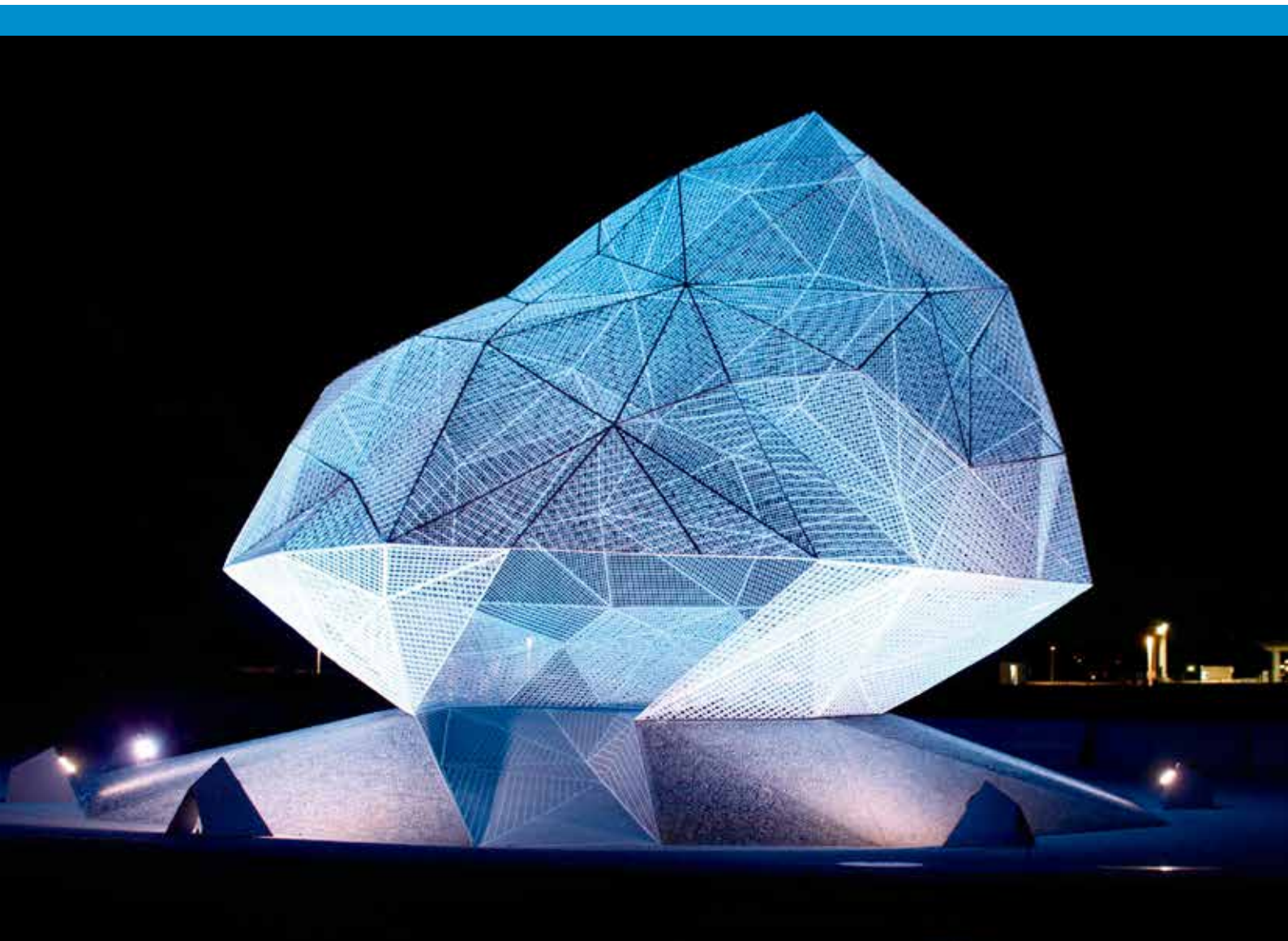


広報

たよあしま

Communication & Public relations

すなおなえがおのしま



contents

- 02 財政事情の公表
- 04 環境水道課・建設経済課からのお知らせ
- 05 建設経済課からのお知らせ
- 06 カメラレポート
- 07 住民福祉課からのお知らせ
- 10 まちづくり観光課からのお知らせ
- 12 ふれあい診療所からのお知らせ



町の人口 | 7月1日現在(先月比) 世帯数/1,583(-3) 人口/3,075(-4) 男/1,586(-1) 女/1,489(-3) 町の面積 | 14.22km²
住民基本台帳法の一部を改正する法律により、人口は、外国人の方を含めた人数となっています。

直島HP / <http://www.town.naoshima.lg.jp> E-mail / somu1@town.naoshima.lg.jp

財政事情の公表

令和2年3月31日現在

町の財政事情を公表します。

ここに公表する財政事情は、令和元年度の町の予算がどのように使われたのか、皆さんによく知っていただくためのものです。

項目に少し分かりにくい言葉もありますが、自分の家の家計簿を見るつもりでご覧いただき、誰もが明るく楽しい生活ができる直島のまちづくりに、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計支出状況調書

(単位：千円・%)

| 科 目 | 当初予算額 | 予算現額 | 支出済額 | 支出率 |
|----------|-----------|-----------|-----------|-------|
| 1 議会費 | 50,758 | 49,240 | 48,021 | 97.5 |
| 2 総務費 | 644,353 | 862,041 | 506,871 | 58.8 |
| 3 民生費 | 523,023 | 562,060 | 509,252 | 90.6 |
| 4 衛生費 | 439,906 | 416,576 | 394,402 | 94.7 |
| 5 労働費 | 6 | 6 | 0 | 0.0 |
| 6 農林水産業費 | 1,047,806 | 1,039,045 | 1,034,151 | 99.5 |
| 7 商工費 | 56,244 | 57,459 | 49,646 | 86.4 |
| 8 土木費 | 706,196 | 756,833 | 442,139 | 58.4 |
| 9 消防費 | 77,123 | 76,303 | 59,632 | 78.2 |
| 10 教育費 | 176,203 | 180,225 | 162,596 | 90.2 |
| 11 災害復旧費 | 18 | 18 | 0 | 0.0 |
| 12 公債費 | 361,867 | 361,458 | 361,447 | 100.0 |
| 13 諸支出金 | 3 | 3 | 0 | 0.0 |
| 14 予備費 | 10,000 | 6,845 | 0 | 0.0 |
| 歳出合計 | 4,093,506 | 4,368,112 | 3,568,157 | 81.7 |

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

一般会計収入状況調書

(単位：千円・%)

| 科 目 | 当初予算額 | 予算現額 | 収入済額 | 収納率 | |
|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|-------|
| 1 町 税 | 794,902 | 818,194 | 824,848 | 100.8 | |
| 町 民 税 | 231,659 | 234,301 | 240,042 | 102.5 | |
| 内 訳 | 固定資産税 | 533,385 | 552,457 | 552,771 | 100.1 |
| | 軽自動車税 | 11,858 | 12,305 | 12,330 | 100.2 |
| | たばこ税 | 18,000 | 19,131 | 19,705 | 103.0 |
| 2 地方譲与税 | 8,400 | 9,374 | 9,794 | 104.5 | |
| 3 利子割交付金 | 1,200 | 754 | 717 | 95.1 | |
| 4 配当割交付金 | 2,800 | 2,584 | 3,105 | 120.2 | |
| 5 株式等譲渡所得割交付金 | 2,000 | 2,000 | 1,409 | 70.5 | |
| 6 地方消費税交付金 | 71,000 | 63,573 | 65,839 | 103.6 | |
| 7 自動車取得税交付金 | 2,500 | 1,627 | 1,627 | 100.0 | |
| 8 環境性能割交付金 | 1 | 109 | 435 | 399.1 | |
| 9 地方特例交付金 | 700 | 1,236 | 9,212 | 745.3 | |
| 10 地方交付税 | 880,000 | 958,668 | 982,848 | 102.5 | |
| 11 交通安全対策特別交付金 | 1 | 1 | 0 | 0.0 | |
| 12 分担金及び負担金 | 26,453 | 23,659 | 23,027 | 97.3 | |
| 13 使用料及び手数料 | 86,627 | 89,513 | 88,866 | 99.3 | |
| 14 国庫支出金 | 66,613 | 69,358 | 65,998 | 95.2 | |
| 15 県支出金 | 600,467 | 646,456 | 610,682 | 94.5 | |
| 16 財産収入 | 6,518 | 6,710 | 6,710 | 100.0 | |
| 17 寄附金 | 75,008 | 93,891 | 93,009 | 99.1 | |
| 18 繰入金 | 685,708 | 646,362 | 338,414 | 52.4 | |
| 19 繰越金 | 20,000 | 189,547 | 189,547 | 100.0 | |
| 20 諸収入 | 512,608 | 514,496 | 513,299 | 99.8 | |
| 21 町 債 | 250,000 | 230,000 | 0 | 0.0 | |
| 歳入合計 | 4,093,506 | 4,368,112 | 3,829,386 | 87.7 | |

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。

町有財産の現況

| 区分 | 面積・金額 |
|---------|---------------------------|
| 土地 | 894,106.05 m ² |
| 建物 | 38,630.64 m ² |
| 有価証券 | 0円 |
| 出資による権利 | 60,489,440円 |
| 基金 | 1,974,400,000円 |
| 債権 | 0円 |
| 一般現金 | 410,000円 |
| 一般預金 | 416,233,040円 |

町税負担額

| 区分 | 税額 | 一人当り税額 | 一世帯当り税額 |
|-------|-----------|---------|----------|
| 町民税 | 240,224千円 | 78,274円 | 152,911円 |
| 固定資産税 | 551,588 | 179,728 | 351,106 |
| その他 | 31,906 | 10,395 | 20,308 |
| 合計 | 823,718 | 268,397 | 524,325 |

令和2年3月31日現在 人口：3,069人 世帯数：1,571戸

町債の現在高

(単位：千円)

| 区分 | 借入先 | 金額 | 備考 | |
|------------|---------|-----------|---------------|-----------|
| 普通会計 | 財務省 | 2,811,696 | 一般公共事業債 | 37,163 |
| | | | 一般廃棄物処理事業債 | 82,838 |
| | | | 減税補てん債 | 2,482 |
| | | | 学校教育施設等整備事業債 | 65,001 |
| | | | 臨時財政対策債 | 926,556 |
| | | | 辺地対策事業債 | 610,500 |
| | | | 過疎対策事業債 | 801,429 |
| | | | 全国防災事業債 | 20,364 |
| | | | 病院事業債 | 265,363 |
| | | | 地方公共団体金融機構 | 197,000 |
| 株 式 会 社 | かんぽ生命保険 | 22,320 | 減税補てん債 | 6,081 |
| | | | 一般公共事業債 | 16,239 |
| 株 式 会 社 | ゆうちょ銀行 | 72,928 | 一般公共事業債 | 12,161 |
| | | | 減税補てん債 | 1,598 |
| 株 式 会 社 | 百十四銀行 | 25,185 | 臨時財政対策債 | 59,169 |
| | | | 臨時財政対策債 | 25,185 |
| 香川県農業協同組合 | 89,835 | 89,835 | 臨時財政対策債 | 89,835 |
| | | | 臨時財政対策債 | 89,835 |
| 特別会計 | 財務省 | 870,893 | 下水道事業債 | 816,273 |
| | | | 辺地対策事業債(下水道) | 42,730 |
| | | | 過疎対策事業債(下水道) | 11,890 |
| 地方公共団体金融機構 | 257,716 | 下水道事業債 | 257,716 | |
| 企業会計 | 財務省 | 1,780,060 | 簡易水道事業債 | 1,099,195 |
| | | | 辺地対策事業債(簡易水道) | 676,581 |
| | | | 過疎対策事業債(簡易水道) | 4,284 |
| | | | 地方公共団体金融機構 | 65,087 |
| 合計 | | 6,192,720 | | |

※町債残高は3月31日現在のものであり、5月に借入を行った令和元年度分(160,000千円)を除く。

簡易水道事業会計の状況調書

(単位：千円)

| 区分 | 収益的収支 | | 資本的収支 | |
|------|---------|---------|-----------|-----------|
| | 予算額 | 執行額 | 予算額 | 執行額 |
| 収入 | 478,846 | 522,330 | 86,328 | 86,326 |
| 支出 | 468,602 | 446,356 | 287,014 | 283,705 |
| 収支差引 | 10,244 | 75,974 | △ 200,686 | △ 197,379 |

特別会計の状況調書

(単位：千円・%)

| 区分 | 当初予算額 | 予算現額 | 収入済額 | 収納率 | 支出済額 | 支出率 |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-------|-----------|------|
| 国民健康保険事業特別会計 | 463,428 | 486,259 | 421,518 | 86.7 | 448,497 | 92.2 |
| 介護保険事業特別会計 | 397,393 | 422,054 | 424,370 | 100.5 | 375,986 | 89.1 |
| 診療所事業特別会計 | 271,686 | 279,261 | 272,401 | 97.5 | 265,690 | 95.1 |
| 後期高齢者医療事業特別会計 | 55,655 | 58,840 | 59,442 | 101.0 | 58,742 | 99.8 |
| 下水道事業特別会計 | 221,524 | 387,801 | 366,248 | 94.4 | 360,855 | 93.1 |
| 宅地造成事業特別会計 | 36,040 | 9,368 | 9,365 | 100.0 | 17 | 0.2 |
| 合計 | 1,445,726 | 1,643,583 | 1,553,344 | 94.5 | 1,509,787 | 91.9 |

(注)「予算現額」欄は、前年度からの繰越事業を含む。



..... 環境水道課からのお知らせ

ごみの出し方 可燃ごみ（燃えるごみ）編

●ごみステーションへ出す際のポイント・注意点

収集日…毎週月曜日・水曜日・金曜日（前日からは出さないこと）

ごみ袋…町指定ごみ袋（大・中・小）

生ごみ…水切りを十分にしてください。（悪臭や腐敗の原因となるため）

剪定ごみ…直径15cm以下でかつ長さ50cm以下に切り、ひもで束ねて出すこと。

繊維くず…町指定の燃えるごみ専用袋に入る大きさであれば、切る必要はありません。

おむつ…汚物は取り除いてから出してください。

●その他特にお願いしたい点

燃えるごみの中に紙類（包装紙、菓子箱等）が多く混在しているため、できるだけ分別して紙類の収集日（毎週木曜日）に出してください。

ごみ出しルールを守りましょう！

お問い合わせ 環境水道課 ☎087-892-2225

..... 建設経済課からのお知らせ

急傾斜地崩壊対策事業補助について

急傾斜地崩壊対策事業とは

傾斜が急で、崩壊の危険性のある自然がけ等に対して、傾斜地の所有者または住宅所有者が崩壊対策工事を行うことが困難な場合、町が擁壁工事や法面工事を行い、がけ崩れから住民の生命を守る事業です。

香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱に基づく採択基準

1. 急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地に限る。）の高さが5m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 人家2戸以上に倒壊等著しい被害をおよぼすおそれのある急傾斜地であること。
4. 自然斜面である急傾斜地であること。ただし、人工斜面であっても築造から10年以上経過したもののうち、あらかじめ知事の承認を受けた急傾斜地を含むものとする。
5. 本事業の施行については、香川県急傾斜地崩壊対策事業県費補助要綱および香川県補助金交付規則に基づくものとする。

経費の内訳

県費 対象事業費の1/2程度

町費 事業費の1/4程度

分担金 事業費の1/4程度（個人負担金）

上記の採択基準をみだし、急傾斜地崩壊対策事業補助を受けたい場合は、8月11日(火)までにご連絡ください。

なお、要望が多い場合は、香川県と調整のうえ協議により事業箇所を決定します。

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

建設経済課からのお知らせ

単身者用住宅（マリンパール直島）の入居者募集について

町では、単身者用住宅（マリンパール直島）の入居者を次のとおり募集します。

場 所 直島町2249番地64（宮ノ浦）
町営単身者用住宅（マリンパール直島）105号

募集戸数 鉄骨造2階建 1SDK 1戸

家 賃 30,000円（月額）
※別途、共益費 1,000円（月額）が必要です。

入居資格 以下の全ての要件に該当する方

- ①住宅に困窮し、自ら単身にて居住する住宅を必要とする、原則、申請時に町内に居住地を確保していない方で、町内に住所を移す見込みである
※上記①の要件を除く全ての要件を満たす方で、町内において、現入居先の家主等から退去を求められての応募の方は、その事実を証する書類（証明書）を提出していただき、その状況等により判断します。（ただし、複数の応募があった場合は、申請時に町内に居住地を確保していない方を優先します。）
- ②入居予定日において満18歳以上40歳未満である
※上記①の要件を満たす方で、やむを得ない特別な事情と認められる場合は、入居基準日をもって、満40歳以上50歳未満の方についても申請可能となる場合があります。（ただし、複数の応募があった場合は、入居基準日をもって、満18歳以上40歳未満の方を優先します。）
- ③原則、連続して2年以上入居する
- ④町税等を滞納していない

- ⑤家賃の支払能力がある
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でない

受付期間 7月1日(水)～7月17日(金)
8：15～17：00まで
※12：00～13：00は除く
(土・日・祝日は受付できません。)

申込方法

必要書類〔入居許可申請書、「単身者用住宅の留意事項について」、住民票抄本（すべて省略したもの）、平成31年分課税・所得証明書および納税証明書（直島町内に住所を有しない方は、「転入確約書」、現住所での住民票、課税・所得証明書および納税証明書）をそろえて建設経済課窓口へ申込者が直接持参してください。※課税対象でない方もその旨の証明を提出してください。〕

資格審査等

申込受付後、資格審査を行い、入居資格該当者には抽選会および入居説明会の日時、場所を記載した文書を送付します。また、入居資格に該当しなかった方にも文書で通知します。

抽選会および入居説明会

7月21日(火) 16：00～ 役場2階大会議室
入居資格該当者は、必ず時間厳守で抽選会に出席してください。なお、当選された場合には、引き続き入居説明を行います。（代理人でも可）

入居予定日 8月1日（土）

お問い合わせ 建設経済課 ☎087-892-2224

くらしのワンポイントアドバイス

通販サイトを装う偽サイトに注意!!

「スマートフォンに商品の広告メールが届いたが、不審だ」という相談。偽サイトに誘導して氏名や住所、クレジットカード番号などを入力させ、不正に個人情報などを取得する手口のおそれがあります。心当たりのない送信元からのメールには、反応しないようにしましょう。実在する事業者名などが記載されていた場合でも、メール内の番号に電話したり、URL をクリックしないことが大切です。不安に思ったら、事業者のホームページや問い合わせ窓口に確認しましょう。

1人で困ったときは、1人で悩まずに「香川県消費生活センター ☎087-833-0999」または「消費者ホットライン 188（局番なし）」へお電話ください。

6月26日(金)

戦没者追悼式

戦没者追悼式を総合福祉センター劇場ホールで執り行いました。ご遺族・来賓の方々が集まり、戦没者のご冥福を祈り平和の誓いをたてました。

なお、追悼式に次の方々からご寄附をいただきました。お礼申し上げます。(順不同)

- 香川県遺族連合会
- 三菱マテリアル株式会社直島製錬所



6月28日(日)

直島コメづくりプロジェクト 田植え体験

積浦地区において、直島コメづくりプロジェクトの田植え体験が行われました。

当日は好天に恵まれ、およそ50名の方が参加し、普段体験できない昔ながらの田植えを楽しみました。秋にはみんなで植えた稲の収穫体験が予定されています。



直島パヴァリオン LIGHT IT BLUE

この取組は新型コロナウイルスの感染リスクと向き合いながら、昼夜を問わず医療機関や介護施設、福祉施設で勤務されている医療従事者、介護従事者等の方々に対し、敬意と感謝の気持ちを表すため、イギリスで始まったプロジェクトで今では全世界に広がっています。

町もMAKE IT BLUE JAPAN 実行委員会の活動に賛同し、最前線で闘う方々に感謝の意を表すとともに、それぞれができることを、ともにがんばろう！！という思いや行動が最前線の方々への力へとつながるよう、ブルーにライトアップいたしました。



直島パヴァリオン 所有者：直島町 設計：藤本壮介建築設計事務所



●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

出張年金相談を開催します

街角の年金相談センター高松（オフィス）による年金相談が開催されます。

●開催日 7月16日(木)

●場所・時間

- ・役場（2階大会議室） 9：30～12：30
- ・西部公民館（講義室） 13：00～16：00

●相談内容

年金見込額、繰り上げ・繰り下げ、在職老齢年金、雇用保険との調整等

●年金請求・各種手続

老齢年金、遺族年金、障害年金、住所・口座変更等

●持参する物

免許証・年金手帳・年金証書・振込通知書など相談者本人であることが確認できるもの

※代理の人がご相談に来られる際には委任状および依頼を受けたご本人であることが確認できる書類（免許証等）が必要です。

国民年金や厚生年金等の年金加入期間を確認し、将来的な年金額や遺族年金を請求した場合の年金額の算出ができるなど、年金事務所と同等のサービスが受けられます。

町内で各種手続が可能ですので、お気軽にご相談ください。



国民健康保険に加入されている皆さんへ…

8月からお使いいただく新しい「国民健康保険被保険者証」のお届けについて

現在お使いいただいている被保険者証の有効期限は7月31日です。

8月1日から使用していただく新しい被保険者証（うす青色）は、7月21日(火)～31日(金)までに特定記録郵便で、ご自宅に配達されます。

同封するパンフレットなども必ずお読みください。

今回から、70歳以上の方にお送りしてました高齢受給者証は被保険者証と一体化します。よって、高齢受給者証はお送りいたしませんので、お間違えの無いようよろしくお願いいたします。

被保険者証は、病気などでお医者さんにかかるときに必要な国民健康保険に加入している証明書です。カード型で小さくなっていますので、なくさないように気をつけてください。

なお、今までの被保険者証、高齢受給者証は回収しませんので、各自で処分をお願いいたします。



健康福祉まつりの開催中止について

9月6日(日)に開催を予定しておりました「健康福祉まつり」は、新型コロナウイルスの感染拡大を受け、参加者および関係者の安全と感染拡大予防を最優先に考え、開催を中止することとなりました。

楽しみにしていた皆さんには申し訳ありませんが、何とぞご理解を賜りますようお願いいたします。

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-2223



住民福祉課からのお知らせ

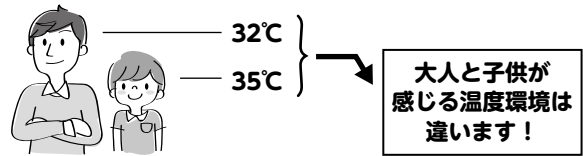
8月は「同和問題啓発強調月間」です

～同和問題に正しい理解と認識を～

8月1日～31日までの1カ月間は、同和問題啓発強調月間です。
 私たちの社会には、様々な差別や人権に関わる問題が数多く存在しています。
 中でも同和問題は、日本国憲法によって保障された基本的人権に関わる重大な人権問題です。差別や偏見に基づく行為は、他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。
 この機会に、一人ひとりが同和問題について正しい理解と認識を深めるとともに、人権尊重の意識を高め、差別のない明るい社会を築きましょう。

熱中症に注意を！

新型コロナウイルス感染予防のため「新しい生活様式」が求められていますが、これからの季節、熱中症を予防する行動も必要となります。
 高齢者やお子さんなどは熱中症になりやすいと言われてます。3密（密集、密接、密閉）を避けつつ、周囲の方からもお互い声を掛け合うなど積極的なお声かけをお願いします。



- ◆暑さを避けましょう
 - 感染予防のため、窓を開放して換気をしながらエアコンを利用するなどして室温管理を行う・涼しい服装にする・暑い日や時間帯は無理をしない
- ◆適宜マスクをはずしましょう
 - 屋外で人と十分な距離（2m以上）を確保できる場合はマスクをはずす
 - ・気温や湿度の高い中でのマスク着用は要注意
- ◆こまめに水分補給しましょう
 - 1日あたり1.2Lを目安に
 - ・マスクをしているとどのどの渴きを感じにくいので時間を決めて水分を摂るなどしましょう
 - アルコールでの水分補給は逆効果！**飲んだ以上に尿で水分が失われてしまいます！
- ◆日ごろから健康管理をしましょう
 - 体調が悪いと感じたら無理せず静養しましょう
- ◆暑さに備えた体作りをしましょう
 - 水分補給は忘れずに無理のない範囲で1日30分程度体を動かしましょう
- お子さんの場合、大人よりも身長が低いため地面に近く、さらに高温の環境にいます。日頃から適度に外遊びをして暑さに慣れさせましょう。
- 暑い夜の就寝中にも熱中症は起こります！特に、トイレを避けるため水分を控える高齢者は要注意です！！就寝時も、エアコンを上手に使い、エアコンが苦手な人は濡れタオルや氷枕などで熱を逃がしましょう。（室温は28度、湿度は50%程度が理想です）

◆家庭で作れる経口補水液◆

- ◎用意するもの
 - ①湯冷まし…500cc
 - ②砂糖…………カレースプーンすりきり2杯（12g）
 - ③塩……………親指・人差し指・中指でひとつかみ（1.2g）
- ◎作り方 ①+②+③をかき混ぜたら出来上がり。飲みやすい温度にしましょう。
- ★黒砂糖を使ってもいいでしょう。
- ★ミネラル塩を使うと効果的。
- ★味が苦手で飲みにくい場合は、柑橘系の汁を絞って入れると飲みやすくなります。
- 汗をたくさんかいた時・熱があるときなどにいいかもしれませんね。

◆イオン飲料ゼリー◆

- 当たりのいいゼリーです。水分でむせやすい方にも食べやすいです。
- ◎用意するもの（60ccのカップ5個分）
 - ①粉ゼラチン…5g ②水………30cc
 - ③イオン飲料…300cc ④砂糖…10g
- ◎作り方 ①粉ゼラチンは分量の水に振り入れる
 ②湯せん（または電子レンジで30秒）にかけて煮とかし砂糖を加える
 ③②に冷たいイオン飲料を少しずつ混ぜ器に流し冷蔵庫で冷やし固める

●●●●●●●● 住民福祉課からのお知らせ ●●●●●●●●

済生丸健診のご案内

下記の日程で、済生丸健診を実施します。
 受診を希望される方は、受診対象者であるかを対象者確認表で確認のうえ、電話または住民福祉課窓口にてお申し込みください。

| 日 程 | 場 所 | 受 付 時 間 | 定 員 | 診 療 内 容 |
|----------|-----|-------------|-----|---|
| 7月20日(月) | 宮浦港 | 9:30~10:30 | 30名 | 【健診項目】 ●問診 ●身体計測 ●血圧測定 ●血液検査 ●尿検査 ●心電図検査 ●貧血検査 健診料は、保険者により異なります ※希望により、 ●肝炎ウイルス検査 ●前立腺がん検査(男性:40歳以上のみ) も受診可能です。 予約時にお申し込みください。 別途検診料が必要 |
| | | 13:00~14:00 | 30名 | |
| 7月21日(火) | 本村港 | 9:30~10:30 | 30名 | |
| | | 13:00~14:00 | 30名 | |
| 8月21日(金) | 本村港 | 9:30~10:30 | 30名 | |
| | | 13:00~14:00 | 30名 | |
| 8月24日(月) | 宮浦港 | 9:30~10:30 | 30名 | |
| | | 13:00~14:00 | 30名 | |

【肺がん検診】
40歳以上の方が対象です。
 ●胸部レントゲン
 ●喀痰検査
 (※問診により対象となった方)
検診料が必要

 ※肺がん検診のみを受診される方の受付時間は10:30~です。

受診を希望される方は、住民福祉課に、電話もしくは窓口でお申し込みください。
 定員に達した場合は受診をお断りさせていただく場合がありますので、ご了承ください。
 ※4月・5月の済生丸健診を予約されていた方も、受診を希望される日程で再度ご予約をお願いいたします。

【健診当日のお願い】

- ・新型コロナウイルス感染症対策として、マスクの着用や入船前の体温測定・問診にご協力ください。
 - ・心電図用のバスタオル1枚をお持ちください。
- ※入船前の健康状態の確認や船内の消毒等を行うため、通常よりご案内に時間がかかることが予想されますのでご了承ください。

【対象者確認表】

| | 直島町国民健康保険加入者 | 香川県後期高齢者医療加入者 | 社会保険加入者 | |
|--------|-----------------------------|---------------------------|---|--|
| | | | 本 人 | 被扶養者 |
| 20~39歳 | 町が実施する若年健診として、 受診可能 | 後期高齢者健康診査として、 受診可能 | 社会保険加入者本人は、労働安全衛生法に基づく職域健診受診が前提となりますので、済生丸健診受診不可です。 | 町実施の若年健診として、 受診可能 |
| 40~74歳 | 特定健康診査(特定健診)として 受診可能 | | | 保険者と香川県済生会病院が健診の契約をしている場合にのみ、特定健診として 受診可能 |
| 75歳以上 | | | | |

【健 診 料】

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 基本健診 | 500円(社会保険加入被扶養者については保険者毎に異なります。) |
| 前立腺がん検査 | 400円 |
| 肝炎ウイルス検査 | 400円(節目検診対象者は無料。詳しくはお問い合わせください。) |
| 肺がん検診(胸部レントゲン) | 100円 |
| 肺がん検診(喀痰検査) | 400円 |

お問い合わせ 住民福祉課 ☎087-892-3400

預けて安心！「自筆証書遺言書保管制度」

令和2年7月10日(金)から、法務局(遺言書保管所)が遺言書を保管する「自筆証書遺言書保管制度」がスタートします。ご自身の財産をご家族へ確実に託す方法の一つとして、自筆証書遺言を検討されるに当たっては、ぜひ本制度をご活用ください。

なお、詳しい内容等は、法務省ホームページ【法務省 遺言 で検索】をご覧ください。お近くの法務局へお問い合わせください。

お問い合わせ 高松法務局 ☎087-821-6191 (代表)



●●●●●●●● まちづくり観光課からのお知らせ ●●●●●●●●

特産品開発に関する補助制度について

町内で特産品の開発をしようとする個人・団体・法人に対し、その経費の一部を補助する制度を設けています。コロナ禍で大変な時期ではありますが、こんな時だからこそ何か新しい特産品を開発し、町のPRになるものを考えてみませんか。

【特産品】

「特産品」とは、以下の要件をすべて満たすものとします。

- 直島町の産品（町内で生産された原材料）を用いて加工・製造されたもの
- 販売が可能なもの
- 広く町民や観光客に親しまれると見込まれるもの

【補助対象者】

以下のいずれかであって、町税等の滞納がなく、事業を継続できると認められる方

- 町内に住所を有する個人
- 町内に住所を有する方が代表者となっている団体
- 町内に事業所を有する法人

【補助対象事業】

補助の対象となる事業は、以下のとおりです。

- 特産品を開発し、商品化する事業
- 既存の特産品を改良し、新たに商品化する事業

【補助対象経費】

補助の対象となる経費は、次のとおりです。

- 特産品の開発に要する経費（消耗品費、原材料費等）
 - 品質検査、栄養成分分析等に要する経費
 - 商品のパッケージ、ラベル等の製作に要する経費
 - 商品PRに係る広告、宣伝に要する経費
 - その他、必要と認められる経費
- ※人件費は補助対象外となります。

【補助金の額】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内（千円未満の端数は切り捨て）とします。

ただし、補助対象経費が100万円を超える場合にあっては、補助金の額は50万円を限度とします。

町おこしをしてみませんか！

集まった仲間同士で、「こんな町おこしをしたい」とか、「こんなイベントをすれば町が活気づく」と思えることをしてみませんか。町民の皆さんが自ら考え自ら行うまちづくり事業に対して、町が財政面で支援します。ぜひ、『みんなのまちづくり事業』をご活用ください。

事業の概要等は次のとおりですので、積極的なご応募をお待ちしております。

◎対象となる事業

町民または町内にある団体等が自主的に実施するまちづ

くり事業全般で、例えば調査研究事業・研修事業・交流イベント事業・ボランティア事業などが考えられます。ただし、営利目的のものや、宗教的・政治的な宣伝意図のあるものなどは対象としません。

- ◎補助率 補助対象経費の3分の2以内
- ◎補助金の額 1事業当たり30万円を限度とします。同事業で4年目以降の場合は、15万円を限度とします。
- ◎応募の締切 7月31日(金)

宮浦ギャラリー六区《瀬戸内「百年観光」資料館》の開館について

2019年より宮浦ギャラリー六区にて、プロジェクト《瀬戸内「」資料館》(監修:下道基行)を開始しました。このプロジェクトは、瀬戸内海の歴史、民俗、景観などを調査・展示し、地域の方々や島外の方、各分野の専門家を交えて語り合い、学び、さらに次の展開へ繋げることを目的として構想しました。

昨夏に続く、第2回は《瀬戸内「百年観光」資料館》と題し、直島を中心とした瀬戸内海の観光の変遷をテーマとする展示です。1900年代初頭から2020年までの、およそ百年間の瀬戸内の観光史を、収集した旅行本や古地図、観光に関する資料を通じて、訪れる方々とともに瀬戸内の観光について知り考える場として始動します。ぜひ、この機会に宮浦ギャラリー六区にお越しいただき、直島や瀬戸内の観光の過去を振り返りながら、未来を想像する時間を過ごしてみませんか。

- 会 期 7月4日～8月29日 ※土曜日のみ開館
- 会 場 宮浦ギャラリー六区
(直島町2310-77【旧パーラー-999】)
- 開館時間 13:00～16:30 料 金 無料
- お問い合わせ 公益財団法人 福武財団
☎087-892-3755 (地中美術館)

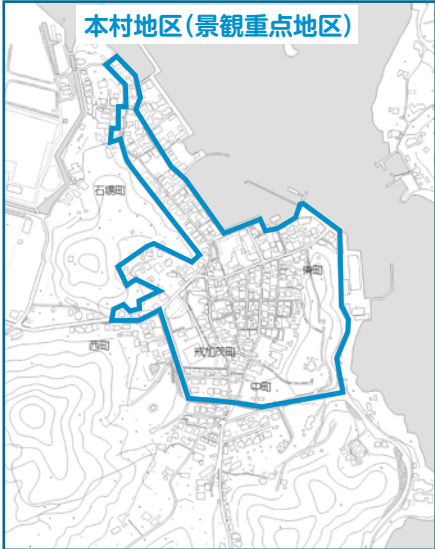


宮浦ギャラリー六区
瀬戸内「」資料館
撮影：宮脇慎太郎

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020

まちづくり観光課からのお知らせ

**本村地区(景観重点地区)内で家や外構を
新築・改修等する場合には事前に役場へ届出が必要です!**



景観に係るまちづくりを重点的に進めていくべき地区として本村地区を重点地区に指定しています。

そこで、本村地区(景観重点地区)の美しい風景とまち並み景観を保全していくことを目的として平成25年4月1日より、下記内容の行為等をする場合には事前に役場へ届出が必要となっています。重点地区内にお住まいの皆さんには大変お手数をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

(届出が必要な行為)

- ① **建築物**
 - 建築物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更
- ② **工作物等(屋外広告物・塀・柵・門等)**
 - 工作物の新築、増築、改築または移転
 - 外観を変更することとなる修繕、模様替え、色彩の変更

※景観に合わせた形での新築・改修等には補助金の交付がありますので、次の記事の「まちづくり景観活動をご支援します。」をご覧ください。
※ご不明な点などありましたら、お気軽にお問い合わせください。

まちづくり景観活動をご支援します! <第2期募集>

「直島町まちづくり景観条例」では、「直島の景観をよりすばらしいものにしていくための活動をしたい」など、まちづくり景観活動を積極的に取り組む皆さんに技術的・財政的に予算の範囲内で支援していくことを定めた「直島町まちづくり景観条例に基づくまちづくり活動補助金交付要綱」を制定しています。

町内外の個人、グループ、または団体などが行うまちづくり景観活動を広く支援しますので、積極的なご応募をお待ちしています。

事業の概要は、以下のとおりです。

①補助の対象となる景観整備事業ならびに補助金の額
→ 別表のとおり

例えばこのようなときに……

- 「古い伝統ある建物を改修して保存したい」^{注1)} → ア)
- 「門・塀などをまち並みに合うように改築したい」^{注2)} → イ)
- 「道路沿いを花いっぱいにしたい」 → ウ)

- 「直島の歴史を本にして後世に残したい」 → ウ)
- 「直島の伝統行事などを後々まで保存していきたい」 → ウ) など

注1) 景観重要物件に指定された建物等に限りま。
注2) 重点地区内(現在、本村地区の一部のみ)の建物に限りま。

②申請の締切 7月31日(金)まで

申請様式についてなど、さらに詳しい内容・お問い合わせについては、まちづくり観光課までご連絡をお願いします。

●別表

| 補助の対象となる事業 | | 対象工事・経費 | 補助率 | 補助限度額 |
|--------------------------|---|--|--------------|------------------|
| 条例に基づきまちづくりを推進するために必要な事業 | ハード事業 | | | |
| | ア) 条例の規定により景観重要物件に指定された建築物、工作物その他の物件 | ①外壁、屋根、軒裏、開口部など建築物等の外観を構成する部分の修繕、模様替えで保存のために必要な構造耐力上主要な部分の修繕を含む ②門、塀、工作物およびアプローチなど、建築物に付属するものの修繕、模様替え ③その他当該景観重要物件を良好な状態で保存するために必要と認められる工事 | 2/3 (1/3) | 600万円 (300万円) |
| | イ) ア)以外の建築物、工作物その他の物件で、景観審議会が認める物件(ただし、条例の規定により指定された重点地区内の物件に限る。) | ①建築物の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 ②門、塀、垣根の新築、増改築、修繕等の工事費のうち外観にかかる経費 | 1/3 (1/6) | 100万円 (50万円) |
| ソフト事業 | ウ) 条例の目的に基づいたまちづくり活動で景観審議会が認める事業 | 調査研究費、計画策定費、賃金、報償費、旅費、需用費、役員費、委託料、使用料、賃借料、原材料費、その他町長が特に必要と認める経費 | 2/3 (1/3) | 30万円 (15万円) |

()内は営利を目的としたもの

お問い合わせ まちづくり観光課 ☎087-892-2020



ふれあい診療所からののお知らせ

7月 泌尿器科外来診療日

7月28日(火) 午前中のみ

受付 8:30~11:30
診察 9:15~12:00

No.156

ふれあい健康コラム

ふれあい診療所



キズの応急処置について

すり傷や切り傷などのケガをしたとき、皆さんはどのように対応していますか？消毒をしたり、絆創膏を貼ったりする方が多いでしょうか。ケガをした状況にもよりますが、まず大切なのは、傷の汚れを落とすことです。汚れを残したままにすると、細菌が繁殖して化膿することがあります。水道水でかまいませんので、しっかり洗いましょう。消毒薬で消毒すると化膿しにくくなりますが、傷を治すために必要な細胞まで壊れてしまうため、傷口は消毒しない方が良いとされています。

洗った後は、傷の状態によって対応が変わります。以前は、傷を乾燥させてかさぶたを作って治すことが一般的でしたが、現在は、傷の水分を保ったまま治す「湿潤療法」という治療が勧められています。ごく浅い傷であれば、絆創膏を貼るだけでも構いませんが、ヒリヒリした痛みがあれば、ワセリンや抗菌薬を含む軟膏を傷に塗ってしっとりした状態にしておくと、痛みが和らぎ、治りが良くなります。傷がジュクジュクして水分が多い場合には、その水分を適切に吸い取ってくれる保護材（ハイドロコロイドなど）を使用します。保護材は、「キズパワーパッド」や「ムヒのキズパッド」などの名前でも市販されていますので、薬局で相談して、普段から自宅に常備しておくことで役立ちます。

浅い傷であれば、このようなご自宅での対応で治りますが、深い傷、化膿している傷、動物に噛まれた傷、糖尿病など免疫が低下する基礎疾患をお持ちの方は、病院での処置が必要となる場合があります。お困り際には、ぜひ診療所へご相談ください。

(医師 井上 依里)

お問い合わせ ふれあい診療所 ☎087-892-2266

2020年 市町村振興宝くじ

7月14日(火)
同時発売 **各1枚 300円**

発売期間 7月14日(火)~8月14日(金)
抽せん日 8月21日(金)

PCやスマホからもインターネット購入できます！
宝くじ公式サイト <https://www.takarakuji-official.jp/>

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

1等前後賞合わせて7億円
1等5億円、前後賞各1億円

1等 1,000万円

当せんチャンス広がる

7億円のサマージャンボ

1千万円のサマージャンボ

2020年市町村振興宝くじ

ミニキージャンボ

東日本大震災義援金 寄附への御礼

直島町婦人会様より東日本大震災義援金へ、金一封のご寄附がありました。誠にありがとうございました。お預かりした義援金は、日本赤十字社を通じて、被災者の方に届けられます。

▼杉本緑様より亡夫杉本郁雄様の香典返しとして、直島町立診療所に対して金一封のご寄附がありました。
 ▼中元日出夫様より亡母中元春子様の香典返しとして、本村長寿会、本村自治会、直島幼児学園、直島小学校、直島中学校に対して金一封のご寄附がありました。
 ▼小野孝一様より亡父小野文雄様の香典返しとして、直島町社会福祉協議会、直島町立診療所、宮ノ浦自治会に対して金一封のご寄附がありました。

寄附のお礼

おくやみ (敬称略)
 つっしんでご冥福をお祈りします

| 地区 | 氏名 | 年齢 |
|-----|-----------------|------|
| 本村 | 中元 春子 | 87 |
| 宮ノ浦 | 小野 文雄 | 99 |
| 鷺ノ松 | 濱中 碧汰くん | 6・7 |
| 宮ノ浦 | 須藤 智也くん | 6・4 |
| 鷺ノ松 | 敬太 乃 | 6・7 |
| 地区 | 氏名 <td>年齢 </td> | 年齢 |
| 鷺ノ松 | 佐藤 由菜ちゃん | 5・29 |
| 宮ノ浦 | 須藤 智也くん | 6・4 |
| 鷺ノ松 | 敬太 乃 | 6・7 |
| 地区 | 氏名 <td>年齢 </td> | 年齢 |
| 鷺ノ松 | 真一 お母さん | 5・29 |
| 宮ノ浦 | 雄也 | 6・4 |
| 鷺ノ松 | 敬太 乃 | 6・7 |

赤ちゃん誕生 (敬称略)

すこやかな成長をお祈りします

★★ 募集しています ★★

皆さんの応募をお待ちしています。

わが家のスター

広報では、赤ちゃんや就学前のお子さんの写真をお待ちしています。掲載をご希望の方は、氏名(保護者・お子さん)・年齢・住所(地区)・電話番号・メッセージを添えて下記の宛先までご応募ください。
 ※写真でもデータでもOKです。

「俳句・川柳」、「ミニギャラリー」のコーナー

テーマはそれぞれ自由ですので、住所(地区)・氏名・年齢・電話番号を記入し、お気軽にご応募ください。

送り先

〒761-3110 直島町1122-1
 直島町役場総務課「広報おしま〇〇〇コーナー」
 E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp
締め切り：7月20日(月)

※紙面の都合で、掲載できない場合はご容赦ください。

チャレンジ! 広報クイズ

Q.7月20日(月)の済生丸健診はどこで行われるでしょうか?

- ①積浦港 ②本村港 ③宮浦港

(ヒントは、広報紙の中にあります)

6月号の答え ③ 応募総数4通

【応募締め切り】7月31日(金)

クイズの答え・住所(地区)・氏名・年齢・電話番号・広報紙の感想を書いて、下記まで応募してください。正解者の中から抽選で記念品を差し上げます。応募は、1世帯1通に限ります。

【送り先】

〒761-3110 直島町1122-1
 直島町役場総務課「広報クイズ7月号」係
 E-mailでの応募は、somu1@town.naoshima.lg.jp

※当選者の発表は、賞品の発送をもって代えさせていただきます。
 ※ご応募いただいた皆さんの個人情報(賞品発送のみに使用し、第三者に開示・提供することはありません)。

玉野市休日当番医 市外局番 (0863)

| 日 | 内科 | 外科 | 歯科 |
|------|---------------------|------------------------------|--------------------------|
| 7月12 | 玉野市民病院 (宇野)31-2101 | 玉野三井病院 (玉)31-4187 | 井上(泰)歯科医院 (八浜町八浜)51-3360 |
| 19 | 石井医院 (築港)21-2743 | 三宅内科外科医院 (榎ヶ原)71-2277 | 井上(浩)歯科医院 (迫間)71-4818 |
| 23 | 玉野三井病院 (玉)31-4187 | 玉野市民病院 (宇野)31-2101 | 垣内歯科医院 (宇野)21-3414 |
| 24 | 青井医院 (宇野)21-4370 | 中谷外科病院 (田井)31-2323 | 赤司歯科医院 (宇野)32-1289 |
| 26 | 田川医院 (和田)81-8345 | 大西病院 (田井)33-9333 | 近藤歯科医院 (西田井地)41-1566 |
| 8月2 | 井上クリニック (宇野)32-0831 | 山田外科医院 (和田)81-7197 | 桜井歯科医院 (和田)81-8314 |
| 9 | 竹原内科医院 (迫間)71-0101 | たまアイルハビテーションクリニック (玉)31-6803 | 白髪歯科医院 (築港)32-2880 |

※診療時間は、内科・外科は9:00~17:00、歯科は9:00~12:00。
 ※休日当番医は都合により変更することがあります。

ふれあい診療所 外来診療担当医予定表(7月13日~8月14日)

| 月曜日 | 火曜日 | 水曜日 | 木曜日 | 金曜日 |
|-------------------|-------------------|-------------------|-----|-----|
| 7/13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
| 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 井上 | 井上 | 井上 | 井上 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 |
| 午前 須藤 井上 午後 井上 | 須藤 | 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 休診日 | 休診日 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | 31 |
| 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 須藤 | 井上 |
| 8/3 | 4 | 5 | 6 | 7 |
| 午前 須藤 井上 午後 井上 | 須藤 | 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 井上 | 井上 |
| 10 | 11 | 12 | 13 | 14 |
| 午前 須藤 井上 午後 須藤 | 須藤 | 午前 須藤 井上 午後 井上 | 須藤 | 井上 |

※診療担当医は、都合により変更することがあります。
 ※受付時間 8:30~11:30・14:00~16:00
 ※診療時間 9:00~12:00・14:30~16:30
 ※救急患者の場合は、診療時間外でも診療いたしますので下記に電話してください。
 ※(注意)訪問診療のため月曜日と水曜日の午後は医師1名体制としています。
 ※(お知らせ) 第4火曜日の午前中のみ泌尿器科専門外来を開設します。
 ふれあい診療所 ☎087-892-2266



横防 岡崎 貢さんの作品
「石場町の西の奥の景」



横防 丸野 美和子さんの作品
「夕陽映る」

～厚生労働大臣から特別表彰～

面村和雄氏、
小山公望氏

民生・児童委員として社会福祉の増進に貢献された功績が認められ、この度、厚生労働大臣より2名の方に特別表彰が贈られました。

長年の御労苦に対し、心より感謝申し上げます。



～新型コロナウイルス感染予防対策に対し、
ご寄贈・ご協力をいただきました～



◎【直島塾】の皆さんより「消毒液」の寄贈(5月28日)

現在、医療・教育・福祉関連の事業現場において、衛生管理体制の強化が求められています。今回【直島塾】の皆さんより「消毒液(次亜塩素酸水・10kg×3箱)」を町に寄贈いただきました。町としましては、医療、保健衛生・予防、教育および子育て支援事業などの事業現場に配備し、各施設の衛生管理に活用させていただきます。

◎公益財団法人福武財団様より「防護服」の寄贈(6月22日)

4月のマスク・防護服の寄贈に引き続き、別の中国企業の方から公益財団法人福武財団様を通じて「防護服・900枚」を町に寄贈いただきました。(福武総一郎様もこの寄贈品の一部をご負担いただいております。)町としましては、医療・福祉事業および子育て支援事業の最前線で従事するスタッフ用として大切に使用させていただきます。

それぞれの事業者の方におかれましても、今般のウイルス感染で対応に苦慮されている最中にもかかわらず、当町に対し格別のご配慮を賜り、心より感謝申し上げます。

今後も皆さんに安心して生活していただけるよう、感染対策に取り組んでまいります。